

# 公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程

平成21年4月1日

規程第32号

改正 平成21年5月29日 規程第86号

平成21年11月30日 規程第89号

平成22年3月19日 規程第92号

平成22年12月1日 規程第11号

平成23年3月28日 規程第5号

平成25年3月27日 規程第5号

平成25年8月30日 規程第10号

平成25年12月17日 規程第13号

平成26年3月25日 規程第10号

平成27年1月13日 規程第1号

平成27年3月27日 規程第6号

平成28年3月9日 規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山形県立保健医療大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第28条の規定に基づき、公立大学法人山形県立保健医療大学（以下「法人」という。）に勤務する職員（職員就業規則第2条第1項に規定する職員（第3条第3項に規定する職員を除く。）をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定める。

(給料)

第2条 給料は、正規の勤務時間による職務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除いたものとする。

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 教育職給料表（別表第1）

(2) 事務職給料表（別表第2）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。

(職務の級及び号給の決定)

第4条 職員の職務の級は、別に定める基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

4 職員就業規則第22条第2項の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(復職時等における号給の調整)

第5条 休職若しくは休暇のため勤務しなかった職員が、復職し、若しくは再び勤務するに至った場合において、他の職員の権衡上必要があると認めるときは、復職し、若しくは再び勤務するに至った日以後において、その者の号給を調整することができる。

(昇給)

第6条 職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、別に定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(給料の支給方法)

第7条 給料は、月の1日から末日までの期間につき、給料の月額を支給する。

2 給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日の場合は、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法に規定する休日でない日とする。

(新たに職員となった者等の給料の支給方法等)

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員になったときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、前条第1項に規定する月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第9条 理事長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定める。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

3 前各項に規定するもののほか、給料の調整額について必要な事項は、別に定める。

(初任給調整手当)

第10条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で別に定めるものに新たに採用された職員に月額50,500

円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、支給する。

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

(管理職手当)

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち理事長が別に指定するものについて、その職務の特殊性に基づき別に定める基準に従い支給する。

- 2 管理職手当の月額、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。
- 3 第17条、第18条第2項及び第19条の規定は、第1項の規定により管理職手当を支給される者には適用しない。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障がい者（心身の障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害をいう。）の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。）

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 職員は、扶養手当の支給を受けようとするとき、又は支給に係る事実に変更が生じたときは、その旨を法人に届け出なければならない。

- 6 扶養手当の支給の開始若しくは終了又は額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月（事由が生じた日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。ただし、支給の開始又は額の増額については、前項の規定による届出が事由が生じた日から起算して15日を経過した後にされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月から行うものとする。

(住居手当)

第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）

(2) 第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（法人が設置する公舎その他理事長別に定める住宅を除く。）を借り受け、

月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に規定する職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に規定する職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前条第5項及び第6項の規定は、住居手当について準用する。

4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき別に定めるところより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、2,000円以上53,000円を超えない範囲内で別に定める区分に応じた額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩に

より通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事業場の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当支給単位期間につき、別に定めるより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 前項の規定は、山形県職員その他別に定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。

- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

- 8 第12条第5項及び第6項の規定は、通勤手当について準用する。

- 9 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第15条 在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得

ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事業場の移転の直前の住居から当該事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100km以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 山形県職員その他別に定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 第12条第5項及び第6項の規定は、単身赴任手当について準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の減額）

第16条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の勤務1時間当たりの給与額とは、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額をいう。

（時間外勤務手当）

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条（第1項を除く。）の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務  
100分の135

- 2 前項の規定にかかわらず、公立大学法人山形県立保健医療大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「職員勤務時間等規程」という。）第3条又は第5条第1項の規定により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（別に定める場合にあつては、当該時間から別に定める時間を除いた時間）に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給

与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（職員勤務時間等規程第3条及び第5条第1項の規定に基づく勤務を要しない日における勤務のうち別に定めるものを除く。）の時間と前項の規定により時間外勤務手当が支給されるべき割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その勤務が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務である場合にあっては100分の150（当該勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、前項の規定により時間外勤務手当が支給されるべき割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務である場合にあっては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 職員勤務時間等規程第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その時間が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務した時間である場合にあっては100分の150（当該時間が午後10時から翌日の午前5時までである場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（当該時間が午後10時から翌日の午前5時までである場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第2項の規定により時間外勤務手当が支給されるべき割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間である場合にあっては100分の50から同項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（休日勤務手当）

第18条 職員には、正規の勤務日が休日等に当たっても、正規の給与を支給する。

- 2 休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。正規の勤務時間外に勤務をしても、休日勤務手当は、支給されない。
- 3 前2項の休日等とは、次に掲げる日をいう。
  - (1) 祝日法に規定する休日（職員勤務時間等規程第12条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第22条において「祝日法による休日等」という。）。ただし、職員勤務時間等規程第3条第2項の規定により毎日曜日を勤務を要しない日と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法に規定する休日が勤務を要しない日に当たるときは、別に定める日
  - (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日（祝日法に規定する休日以外の日に限るものとし、職員勤務時間等規程第12条の規定により代休日を指定されて、その日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、その日に代わる代休日とする。第22条において「年末年始の休日等」という。）

（夜間勤務手当）

第19条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから別に定める時間を減じたもので除して得た時間とする。

(時間外勤務手当等の額の特例)

第21条 職員が、初任給調整手当の支給を受けている場合において、その者の勤務が、第17条から第19条までに規定する給与の支給対象となるものであるときは、これらの規定による給与の額に、別に定める額を加えた額をそれぞれ時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当として支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第22条 第11条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員の職のうち理事長が指定するものにある職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務を要しない日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「勤務を要しない日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務を要しない日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額(同項の規定による勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第25条まで及び附則第17項第2号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日(次条及び第25条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員(別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の135を乗じて得た額(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、別に定める職員を除く。第26条及び附則第21項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の115を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80



(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の65」と、「100分の135」とあるのは「100分の75」と、「100分の100」とあるのは「100分の55」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。附則第17項第2号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

5 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

（期末手当の不支給）

第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第40条第4号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第23条の規定により解雇された職員（同条第1項第1号に該当して解雇された職員を除く。）

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給一時差し止め）

第25条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職したから当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第17項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第17項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の77.5（特定幹部職員にあっては、100分の97.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の47.5）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 第23条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同第5項中「前項」とあるのは、「第26条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条中「前条第1項」とあるのは「第26条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）と読み替えるものとする

(寒冷地手当)

第27条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（次項において「基準日」という。）に在勤する職員に対して支給する。

2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族（第12条第1項の扶養親族をいう。以下この条において同じ。）のある職員にあっては17,800円、その他の世帯主である職員にあっては10,200円とし、その他の職員にあっては7,360円とする。

3 前項において「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

(1) 扶養親族のある職員

(2) 扶養親族のない職員であって、居住のため、一戸を構えているもの又は下宿、寮等の1部屋を専用しているもの

4 第2項の規定の適用については、扶養親族のある職員であって別に定める地域に居住する扶養親族のないもののうち、第15条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（別に定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして別に定めるものは、その他の世帯主である職員とみなす。

5 第2項の規定にかかわらず、本邦外にある職員（別に定める職員を除く。）その他別に定める職員の寒冷地手当の額は、同項の規定による額を超えない範囲内で別に定める額とする。

（再雇用職員についての適用除外）

第28条 第10条、第12条、第13条及び前条の規定は、再雇用職員には適用しない。

（管理職手当等の支給方法）

第29条 管理職手当、扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

（休職者等の給与）

第30条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第4項において同じ。）

により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により職員就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年（結核性疾病にあっては満2年）に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が職員就業規則第16条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が職員就業規則第16条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

5 職員が職員就業規則第16条第1項第4号に掲げる事由（次号に掲げる場合を除く。）に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。

6 職員が職員就業規則第16条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職にされ、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、これに給

料、扶養手当、住居手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

- 7 職員就業規則第16条第1項各号の規定により休職された職員には、法律の別段の定めがない限り、第23条、第26条及び前6項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(給与の支払)

第31条 この規程に基づく給与は、現金で支払わなければならない。ただし、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

- 2 法令又は労使協定（労基法第24条ただし書に規定する協定をいう。）に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、前項にかかわらず、その職員に支払うべき給与の額から、その金額を控除して支払うものとする。

(その他)

第32条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(昇給の特例)

- 2 平成22年3月31日までの間における第6条第2項及び第3項の適用については、第6条第2項中「4号給」とあるのは「3号給」と、同条第3項中「4号給」とあるのは、「3号給」と「2号給」とあるのは「1号給」とする。

(管理職手当の特例)

- 3 第11条に規定する管理職手当の額は、平成29年3月31日までの間に係るものに限り、同条第1項の規程により算出した額から当該額に100分の18を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

改正〔平成23年規程第5号〕〔平成25年規程第5号〕

(引継職員に係る経過措置)

- 4 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学及び公立大学法人山形県立保健医療大学への職員の引継ぎに関する条例（平成20年山形県条例第30号）により山形県職員から引き続き法人の職員となった者（以下「引継職員」という。）のこの規程の施行日（以下「施行日」という。）における職務の級及び号給は、施行日に昇任又は降任をした者を除き、その者が施行日の前日において山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年山形県条例第30号。以下「県給与条例」という。）によりその者の属していた級及び号給と同一とする。

- 5 施行日に昇任又は降任をした引継職員の職務の級及び号給は、施行日の前日において県職員給与条例の規定によりその者の属していた級及び号給を基礎として、第4条の規定を適用した場合に得られる級及び号給とする。

- 6 施行日の前日までに、県給与条例の規定により認定されていた引継職員にかかる扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、支給要件を異にする場合を除いて、施行日においてこの規程により認定されたものとみなす。

- 7 施行の日の前日において、引継職員から、山形県に対しなされていた給与の口座振替の申出は、特段の申出がない限り、施行日において当該引継職員から第31条の規定によりなされたものとみなす。

- 8 引継職員のうち、施行日の前日において山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年山形県条例第103号。以下「平成17年改正県給与条例」という。）に規定する給料の切替えに伴う経過措置の規定の適用を受けていた者については、給料月額のほか、こ

これらの規定に準じて算出した額の給料を支給する。

- 9 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 前2項の規定による給料を支給される職員に関する第9条第2項及び第23条第5項（第26条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の適用については、第9条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と附則第8項及び第9項の規定による給料の額との合計額」と、第23条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第8項及び第9項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 11 附則第8項及び第9項の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についての第11条第2項の規定の適用については、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と附則第8項及び第9項の規定による給料の額との合計額」とする。  
（山形県からの派遣職員の給与）
- 12 公益法人等への職員等の派遣に関する条例（平成13年山形県条例第57号）に基づき、山形県から法人に派遣された職員（以下「県派遣職員」という。）の給与については、この規程の規定にかかわらず、県給与条例その他山形県の関係規定の定めるところにより算定した額に相当する額を支給する。
- 13 県派遣職員には、前項の規定による給与のほか、平成17年改正県給与条例に規定する給料の切替えに伴う経過措置により算定した額に相当する額を支給する。
- 14 前2項の規定により、県給与条例その他の山形県関係規定に基づき派遣職員に給与を支給するに当たり、派遣日の前日までに県給与条例の規定により認定されていた県派遣職員にかかる扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、支給要件を異にする場合を除いて、派遣日においてこの規程により認定されていたものとみなす。
- 15 派遣日の前日において、県派遣職員から、山形県に対しなされていた給与の口座振替の申出は、特段の申出がない限り、派遣日において当該県派遣職員から第31条の規定によりなされたものとみなす。
- 16 前3項に定めるもののほか、県派遣職員に対する給与に関し必要な事項は、別に定める。  
（55歳を超える職員の給料月額の減額支給等）
- 17 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項及び附則第19項から第21項までにおいて「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項、附則第19項及び第20項に

において「給料月額減額基礎額」という。))

- (2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第23条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第26条第4項において準用する第23条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第21項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第26条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第4項において準用する第23条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第21項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第26条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）
- (4) 第30条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第30条第1項 前各号に定める額
  - ロ 第30条第2項 第1号に定める額に100分の80を乗じて得た額
  - ハ 第30条第3項から第6項 第1号に定める額に、これらの項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

給料表	職務の級
教育職給料表	4級
事務職給料表	6級

追加〔平成21年規程第86号〕、改正〔平成22年規程第11号〕

- 18 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

追加〔平成22年規程第11号〕

- 19 附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

追加〔平成22年規程第11号〕

- 20 附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第17条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから別に定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから別に定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

追加〔平成22年規程第11号〕

- 21 附則第17項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.1625（特定幹部職員にあつては、100分の1.4625）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の77.5（特定幹部職員にあつては、100分の97.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

追加〔平成22年規程第11号〕

- 22 平成26年4月1日において45歳に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日における県給与条例第6条第1項の規定による昇給その他の号給数の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）並びに平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（同日において39歳である職員のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮しても特に調整があるものとして別に定める職員にあつては、2号給）上位の号給とする。

追加〔平成25年規程第5号〕、改正〔平成26年規程第10号〕

（給与の臨時特例）

- 23 職員の給与を下記のとおり臨時的に減額する。
- (1) 第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（附則第8項、第9項及び第13項の規定による給料を含む。以下この項において同じ。）の支給に当たっては、平成25年9月1日から平成26年3月31日までの間（以下「臨時特例期間」という。）に限り、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減ずる。

給料表	職務の級	割合
教育職給料表	2級以下	100分の4.6
	3級	100分の7.7
	4級	100分の9.77
事務職給料表	2級以下	100分の4.6
	3級から6級まで	100分の7.7
	7级以上	100分の9.77

- (2) 職員の管理職手当の額は、臨時特例期間に係るものに限り、第11条第1項及び附則第3項の規定にかかわらず、第11条第1項の規定により算出した額から当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。
- (3) 第30条第1項から第6項までの規定により支給される給料の支給に当たっては、臨時特例期間に限り、当該給料の額から、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減ずる。
- イ 第30条第1項 第1項に定める額
  - ロ 第30条第2項 第1項に定める額に、100分の80を乗じて得た額
  - ハ 第30条第3項から第6項 第1項に定める額に、これらの項の規定により当該職員に支給される給料に係る割合を乗じて得た額
- (4) 附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第1項及び前項の規定の適用については、臨時特例期間に限り、第1項中「給料月額に」とあるのは「給料月額から附則第17項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、前項各号中「第1項に」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第1項に」とする。

追加〔平成25年規程第10号〕

附 則 （平成21年5月29日規程第86号）

- 1 この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則 （平成21年11月30日規程第89号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第23条第2項、第4項及び第5項まで（公立大学法人職員育児休業、介護休業等に関する規程（平成21年4月規程第39号）第25条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第30条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職



員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当(給与規程第15条第2項に規定する別に定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日の属する月の前月までの月数(同年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで
事務職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して別に定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

- 3 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成22年3月19日規程第92号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月1日規程第11号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)第23条第2項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(改正後の給与規程附則第17項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けない職員に限る。)からこの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当(公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程(以下「給与規程」という。))

第15条第2項に規定する別に定める額を除く。)の合計額に100分の0.13を乗じて得た額に、平成22年4月からこの規程の施行の日の属する月の前月までの月数(同年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から72号給まで
	2級	1号給から52号給まで
	3級	1号給から40号給まで
	4級	1号給から12号給まで
事務職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して別に定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.13を乗じて得た額

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第17項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程等の一部を改正する規程(平成22年規程第11号)の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成23年4月1日における号給の調整)

- 4 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日においてその職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において給与規程第6条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成23年3月28日規程第5号)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日規程第5号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月30日規程第10号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年9月1日から施行する。  
附 則 （平成25年12月17日規程第13号）  
（施行期日）
- 1 この規程は、平成26年1月1日から施行する。  
附 則 （平成26年3月25日規程第10号）  
（施行期日）
- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。  
附 則 （平成27年1月13日規程第1号）  
（施行期日）
- 1 この規程は、平成27年1月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。  
（平成26年12月に支給する勤勉手当）
- 2 平成26年12月に支給する勤勉手当に関する公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第26条第2項及び附則第21項の規定の適用については、同条第2項第1号中「100分の60」とあるのは「100分の80」と、「100分の80」とあるのは「100分の100」と、同項第2号中「100分の30」とあるのは「100分の40」と、「100分の40」とあるのは「100分の50」と、給与規程附則第21項中「100分の0.9」とあるのは「100分の1.2」と、「100分の1.2」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の60」とあるのは「100分の80」と、「100分の80」とあるのは「100分の100」とする。  
（給与の内払）
- 3 改正後の給与規程又は附則第2項の規定による読替え後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程又は附則第2項の規定による読替え前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程又は附則第2項の規定による読替え後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。  
附 則 （平成27年3月27日規程第6号）  
（施行期日）
- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
（施行日前の異動者の号給の調整）
- 2 平成27年4月1日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
（給料の切替えに伴う経過措置）
- 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）附則第8項の規定による給料を支給される職員その他別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与規程附則第17項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再雇用職員（給与規程第4条第4項に規定する再雇用職員をいう。以下同じ。）を除く。）のうち、その職務の級が給与規程附則第17項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給

料として支給する。

- 4 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員（給与規程附則第8項の規定による給料を支給される職員を除く。）について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 前2項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第23条第5項（給与規程第26条第4項において準用する場合。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与規程第23条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第3項及び第4項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則 （平成28年3月9日規程第1号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年3月9日から施行する。ただし、第1条中公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第26条第2項及び附則第21項の改正規定並びに第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規程（給与規程第10条第1項、別表第1及び別表第2の改正規定に限る。附則第5項において同じ。）による改正後の給与規程（同項において「改正後の給与規程」という。）の規定及び次項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（平成27年12月に支給する勤勉手当）

- 3 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する給与規程第26条第2項及び附則第21項の規定の適用については、同条第2項第1号中「100分の70」とあるのは「100分の85」と、「100分の90」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の40」と、「100分の45」とあるのは「100分の50」と、給与規程附則第21項中「100分の1.05」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の1.35」とあるのは「100分の1.575」と、「100分の70」とあるのは「100分の85」と、「100分の90」とあるのは「100分の105」とする。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 4 平成27年4月1日（以下この項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 5 改正後の給与規程又は附則第3項の規定による読替え後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与規程又は附則第3項の規定による読替え前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程又は附則第3項の規定による読替え後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

## 別表第 1

## 教育職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	214,800	276,800	325,400	412,700
	2	217,100	279,900	328,400	415,100
	3	219,300	282,800	331,600	417,500
	4	221,600	285,700	334,700	420,100
	5	223,700	288,700	338,000	422,500
	6	226,000	291,200	340,900	425,100
	7	228,200	293,500	343,700	427,500
	8	230,400	295,900	346,500	430,000
	9	232,800	298,700	349,600	432,000
	10	235,200	301,300	352,700	434,500
	11	237,700	303,800	355,900	437,000
	12	240,100	306,400	359,300	439,400
	13	242,500	308,900	362,500	441,200
	14	244,900	311,000	364,600	443,400
	15	247,300	313,200	367,100	445,700
	16	249,800	315,300	369,700	448,000
	17	251,900	317,500	372,400	450,400
	18	255,100	319,800	374,700	452,900
	19	258,300	321,900	377,000	455,200
	20	261,400	324,000	379,300	457,700
	21	264,400	326,100	381,400	459,900
	22	267,500	328,900	383,600	462,200
	23	270,500	331,500	385,700	464,600
	24	273,400	334,300	387,800	467,000
	25	276,300	336,700	389,700	469,100
	26	279,000	338,900	391,600	471,300
	27	281,500	341,300	393,500	473,500
	28	284,300	343,800	395,400	475,700
	29	287,300	346,300	397,400	477,900
	30	289,700	348,500	399,200	480,200
	31	292,000	350,700	400,900	482,500
	32	294,400	352,900	402,700	484,600
	33	297,100	355,100	404,500	486,600
	34	299,300	357,500	406,300	488,700
	35	301,900	359,800	408,000	491,100
	36	304,400	362,100	409,800	493,300
	37	306,900	364,100	411,200	495,500
	38	308,600	366,200	412,800	497,500
	39	310,500	368,300	414,400	499,500
	40	312,300	370,300	416,100	501,400
	41	314,200	372,300	417,400	503,500
	42	315,300	374,300	419,100	505,400
	43	316,100	376,100	420,600	507,200
	44	317,000	377,900	422,200	509,100

	45	318,000	379,900	423,600	511,100
	46	319,200	381,800	425,200	512,900
	47	320,300	383,400	426,700	514,700
	48	321,400	385,200	428,400	516,700
	49	322,400	387,200	429,800	518,400
	50	323,600	388,800	431,100	520,200
	51	324,500	390,700	432,500	522,000
	52	325,500	392,400	433,800	523,900
	53	326,700	393,700	434,500	525,500
	54	327,800	395,300	435,500	527,200
	55	328,900	396,700	436,400	528,900
	56	329,900	398,400	437,300	530,500
	57	331,000	399,800	438,200	532,200
	58	332,200	401,200	439,100	533,500
	59	333,300	402,600	440,100	534,800
	60	334,300	404,100	441,000	536,100
	61	335,400	405,400	441,900	537,400
	62	336,500	406,900	442,800	538,400
再雇用	63	337,600	408,400	443,900	539,400
職員以	64	338,700	409,900	445,000	540,400
外の職	65	339,600	411,000	445,900	541,000
員	66	340,800	412,100	446,900	541,900
	67	341,700	413,100	447,900	542,800
	68	342,800	414,200	448,900	543,700
	69	343,800	415,300	449,900	544,600
	70	344,900	416,200	450,900	545,500
	71	345,900	417,000	451,900	546,200
	72	347,000	417,800	452,900	546,700
	73	347,600	418,600	453,900	547,400
	74	348,700	419,600	454,800	547,900
	75	349,700	420,400	455,700	548,800
	76	350,700	421,200	456,800	549,400
	77	351,700	421,900	457,600	549,900
	78	352,700	422,300	458,100	
	79	353,700	422,600	458,800	
	80	354,600	422,900	459,400	
	81	355,600	423,200	460,200	
	82	356,700	423,500	461,000	
	83	357,700	423,800	461,300	
	84	358,700	424,100	461,900	
	85	359,300	424,400	462,300	
	86	359,900	424,700	462,600	
	87	360,500	425,000	462,900	
	88	361,100	425,300	463,200	
	89	361,700	425,500	463,500	
	90	362,100	425,800		
	91	362,500	426,100		
	92	363,000	426,400		
	93	363,500	426,600		

	94	363,900	426,900		
	95	364,400	427,200		
	96	365,000	427,500		
	97	365,600	427,700		
	98	366,100	428,000		
	99	366,500	428,300		
	100	367,000	428,500		
	101	367,400	428,700		
	102	367,900	429,000		
	103	368,300	429,300		
	104	368,800	429,500		
	105	369,300	429,700		
	106	369,700			
	107	370,200			
	108	370,700			
	109	371,100			
	110	371,600			
	111	372,100			
	112	372,500			
	113	373,000			
	114	373,400			
	115	373,900			
	116	374,300			
	117	374,700			
	118	375,100			
	119	375,600			
	120	376,000			
	121	376,300			
	122	376,700			
	123	377,300			
	124	377,600			
	125	378,000			
	126	378,500			
	127	379,000			
	128	379,400			
	129	379,800			
再雇用 職員		288,100	299,300	321,700	407,700

備考 この表は、職員のうち教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

## 別表第2

### 事務職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	143,300	194,500	231,600	265,900	292,800	324,300	369,700	416,300
	2	144,400	196,400	233,200	267,900	295,100	326,500	372,300	418,800
	3	145,700	198,200	234,800	269,800	297,400	328,900	374,800	421,300
	4	146,800	200,100	236,400	271,900	299,700	331,200	377,500	423,800

5	147,900	201,700	238,000	273,800	301,700	333,500	379,600	425,700
6	149,100	203,600	239,700	275,800	304,000	335,600	382,200	428,100
7	150,200	205,400	241,200	277,900	306,400	337,800	384,600	430,200
8	151,300	207,300	242,800	280,000	308,700	340,100	387,100	432,500
9	152,400	209,000	244,400	282,200	310,900	342,200	389,700	434,500
10	153,900	210,800	246,000	284,200	313,200	344,500	392,400	436,700
11	155,200	212,700	247,600	286,400	315,500	346,600	395,100	438,800
12	156,500	214,500	249,100	288,500	317,800	348,900	397,900	441,000
13	157,900	216,000	250,600	290,600	320,100	350,900	400,300	442,700
14	159,400	217,800	252,100	292,700	322,200	353,000	402,700	444,500
15	160,900	219,500	253,600	294,800	324,500	355,100	404,900	446,500
16	162,600	221,400	255,000	296,900	326,600	357,100	407,400	448,600
17	163,900	223,100	256,600	299,000	328,800	359,000	409,200	450,500
18	165,400	224,800	258,400	301,000	330,800	361,100	411,300	452,400
19	166,900	226,500	260,100	303,200	333,000	363,000	413,200	454,200
20	168,400	228,100	262,000	305,200	335,000	364,900	415,100	455,900
21	169,900	229,700	263,700	307,300	337,100	366,900	417,000	457,800
22	172,600	231,400	265,600	309,400	339,200	368,900	418,900	459,300
23	175,300	233,100	267,400	311,500	341,300	370,900	420,700	460,800
24	178,000	234,700	269,200	313,600	343,400	372,900	422,600	462,300
25	180,700	236,100	271,200	315,500	345,100	374,900	424,500	463,700
26	182,500	237,700	273,200	317,600	347,000	376,800	426,000	465,100
27	184,200	239,200	275,000	319,800	349,000	378,900	427,600	466,400
28	185,900	240,500	277,000	321,800	350,900	380,900	429,200	467,600
29	187,500	241,800	278,700	323,900	352,700	382,500	430,800	468,600
30	189,300	243,000	280,600	325,900	354,600	384,300	432,100	469,400
31	191,200	244,200	282,600	328,100	356,600	386,200	433,400	470,200
32	192,900	245,400	284,400	330,200	358,400	387,800	434,600	470,900
33	194,500	246,700	286,200	331,800	360,400	389,700	435,900	471,600
34	196,100	248,100	288,100	333,800	362,200	391,100	437,200	472,400
35	197,600	249,300	290,000	335,800	364,000	392,600	438,500	473,200
36	199,200	250,600	291,900	337,900	365,800	394,300	439,800	473,800
37	200,500	251,600	293,600	339,900	367,200	395,700	441,000	474,300
38	201,800	253,100	295,300	341,800	368,500	396,900	441,800	474,900
39	203,200	254,600	297,100	343,900	370,000	398,200	442,600	475,500
40	204,500	256,200	299,000	345,800	371,400	399,300	443,400	476,100
41	205,800	257,600	300,700	347,800	372,700	400,400	444,100	476,600
42	207,200	259,000	302,500	349,700	373,600	401,600	444,800	477,100
43	208,500	260,500	304,200	351,500	374,700	402,900	445,500	477,600
44	209,800	261,900	305,800	353,500	375,800	404,000	446,200	477,900
45	211,000	263,100	307,600	355,000	376,600	404,700	447,000	478,200
46	212,400	264,500	309,300	356,500	377,600	405,400	447,800	
47	213,700	265,900	311,000	358,000	378,500	406,100	448,300	
48	215,000	267,300	312,700	359,500	379,400	406,900	449,000	
49	216,200	268,700	313,900	361,200	380,300	407,500	449,500	
50	217,300	269,800	315,500	362,000	381,200	408,100	449,900	
51	218,300	271,100	317,000	363,200	382,000	408,600	450,300	
52	219,400	272,400	318,700	364,200	382,800	409,000	450,700	
53	220,600	273,600	320,300	365,200	383,500	409,400	451,100	



再雇用  
職員以  
外の職  
員

54	221,600	274,700	321,900	366,300	384,200	409,700	451,500
55	222,500	276,000	323,600	367,200	384,900	410,000	451,900
56	223,500	277,400	325,100	368,300	385,700	410,400	452,300
57	224,200	278,500	326,600	369,200	386,200	410,700	452,600
58	225,200	279,500	327,900	369,900	386,800	411,000	453,000
59	226,100	280,600	329,100	370,600	387,400	411,300	453,300
60	227,000	281,700	330,300	371,300	388,100	411,600	453,600
61	227,700	282,900	331,100	371,700	388,500	411,900	453,900
62	228,700	283,900	332,000	372,300	389,200	412,200	
63	229,600	284,800	332,800	373,100	389,900	412,500	
64	230,600	285,900	333,600	373,800	390,500	412,800	
65	231,300	286,700	334,500	374,100	390,900	413,100	
66	232,200	287,600	334,900	374,800	391,500	413,400	
67	233,200	288,400	335,700	375,500	392,100	413,700	
68	234,300	289,300	336,500	376,200	392,700	414,000	
69	235,100	290,300	337,300	376,500	393,100	414,200	
70	235,800	291,100	338,000	377,200	393,700	414,600	
71	236,500	291,900	338,700	377,900	394,200	414,900	
72	237,300	292,700	339,500	378,500	394,800	415,200	
73	238,100	293,600	340,000	378,800	395,100	415,400	
74	238,800	294,100	340,600	379,400	395,500	415,700	
75	239,600	294,500	341,100	380,100	395,900	416,000	
76	240,300	295,000	341,700	380,700	396,300	416,200	
77	241,000	295,100	342,000	381,200	396,600	416,400	
78	241,800	295,500	342,500	381,700	396,900	416,700	
79	242,600	295,700	342,900	382,300	397,200	417,000	
80	243,500	296,100	343,400	382,800	397,500	417,200	
81	244,200	296,300	343,900	383,300	397,700	417,400	
82	244,900	296,500	344,400	383,900	398,100	417,700	
83	245,600	296,900	344,900	384,400	398,400	418,000	
84	246,300	297,200	345,400	384,700	398,600	418,200	
85	247,000	297,600	345,700	385,100	398,800	418,400	
86	247,800	297,900	346,100	385,700	399,100		
87	248,500	298,200	346,600	386,100	399,400		
88	249,200	298,600	347,000	386,500	399,600		
89	249,900	298,900	347,300	386,900	399,800		
90	250,400	299,300	347,800	387,400	400,100		
91	250,900	299,600	348,300	387,800	400,400		
92	251,400	300,000	348,700	388,200	400,600		
93	251,700	300,100	348,900	388,500	400,800		
94		300,300	349,300				
95		300,700	349,800				
96		301,100	350,200				
97		301,300	350,300				
98		301,600	350,800				
99		302,100	351,200				
100		302,500	351,500				
101		302,700	351,800				
102		303,000	352,200				

	103		303,400	352,600					
	104		303,700	353,000					
	105		303,900	353,500					
	106		304,200	353,900					
	107		304,600	354,300					
	108		304,900	354,700					
	109		305,100	355,200					
	110		305,500	355,600					
	111		306,000	355,900					
	112		306,300	356,300					
	113		306,400	356,800					
	114		306,700						
	115		307,000						
	116		307,400						
	117		307,600						
	118		307,800						
	119		308,100						
	120		308,400						
	121		308,800						
	122		309,000						
	123		309,300						
	124		309,600						
	125		309,900						
再雇用 職員		190,800	218,900	259,800	279,700	295,100	321,100	363,800	397,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。